

# JET プログラムメンタルヘルスカウンセリング助成事業要綱

## 一般財団法人自治体国際化協会

### (目的)

第1条 本事業は、JETプログラム参加者が抱える精神的問題や悩みなどに対し、国内外の医療機関又はカウンセリング専門機関などにおいて健康保険適用対象外でカウンセリングを受けた場合の経費の一部を助成することにより、JETプログラム参加者(以下「申請者」という。)の経済的負担を軽減し、症状の緩和、精神の健康の維持・増進を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成対象者は、JETプログラムに参加し、現に任用団体にて勤務している者とする。

### (助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、国内外の医療機関又はカウンセリング専門機関等において、健康保険が適用されない診療やカウンセリングに要する経費であり、一般財団法人自治体国際化協会(以下「協会」という。)が適当と判断したものとする。

### (助成額)

第4条 助成額は、助成対象経費の半額とし、助成対象期間内1人当たり 30,000 円を上限とする。

2 前項の規定により算定した助成額に1円未満の端数がある時は、その端数は切り捨てる。

### (助成の申請)

第5条 助成申請者は、「助成申請書」(様式1)に必要事項を記載のうえ、領収書の原本及び預金通帳のコピーを添付して、協会が別に定める期日までに協会に提出する。

### (助成の決定等)

第6条 協会は、提出された「助成申請書」の内容を審査し、予算の範囲内で助成の可否及び助成額を決定し、任用団体を通じて通知する。

また、支払証明として提出する領収書は、カウンセリング機関名(またはカウンセラー名)、申請者の氏名、支払日、金額が明記されているものに限る。支払証明が協会では認められない場合は助成対象外とする。

申請金額が外国通貨の場合、助成金額の算定については、申請者がカウンセリング機関に支払った日のレートで換算する。

### (支給方法)

第7条 協会は、申請者の指定する口座に助成金を交付する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は協会が定める。

(附則)

この要綱は、平成 26 年8月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 27 年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 28 年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 31 年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。